

厚木市立図書館・（仮称）未来館管理運営方針の策定について

1 管理運営方針策定の趣旨

図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設については、それぞれの施設の基本理念や方針を定めた厚木市新庁舎整備基本構想、厚木市図書館基本構想、（仮称）こども未来館基本構想※¹に基づき厚木市複合施設等整備基本計画等を策定し、施設整備を進めているところです。

こうした中、令和 9 年度中の供用開始に向け、図書館、（仮称）未来館で提供するサービスや運営体制、開館時間などの運営条件等を市民の皆様を示す必要があることから厚木市立図書館・（仮称）未来館管理運営方針（以下「管理運営方針」という。）を策定するものです。

2 図書館、（仮称）未来館フロア構成

1 階	広場的スペース、予約資料コーナー、屋外広場、カフェ
2 階	一般書エリア・閲覧席、プラネタリウム兼多目的ホール、青少年の居場所
4 階	一般書エリア・閲覧席、静かな部屋
5 階	児童書エリア・閲覧席、声が聞きやすいホール、 対面朗読室・録音編集スタジオ、展示スペース、実験室、工房、ミニ植物園
7 階	閉架書庫
9 階	天体観測スペース

3 管理運営方針策定に当たっての基本的な考え方

平成 29 年 4 月に策定した「厚木市図書館基本構想」及び平成 29 年 11 月に策定した「（仮称）こども未来館基本構想」において、目指すべき姿（基本理念）と実現するための方針（基本方針）を掲げています。

図書館・（仮称）未来館については、複合施設として一体的に管理運営を行うことから、基本構想の基本理念及び基本方針を踏まえ、複合施設としての基本理念及び基本方針について検討を行います。

(1) 厚木市図書館基本構想（抜粋）

ア 基本理念：『市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点』

本市の図書館では、社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、市民が資料や情報に基づく新たな知識を得ることができるという図書館本来の機能に加え、時代のニーズに合った新たな機能を付加していくことが必要と考えます。

そこで、本市の図書館としては、情報が集まる場所に人が集い、人と人とが出会

い、交わることで、未来の地域文化を発信していく場となる図書館を将来像とし、基本理念を次のとおりとします。

イ 基本方針

- (ア) 市民の生涯にわたる自主的な学習を支える図書館
- (イ) 市民の仕事や生活に関わる様々な課題の解決に役立つ図書館
- (ウ) 市民の知的要求や教養、レクリエーション等に役立ち、文化的で豊かな生活を支える図書館
- (エ) 子ども読書活動推進の中核となり、家庭教育や学校教育を支援する図書館
- (オ) 郷土資料や行政資料を収集・保存し、郷土に関する情報を広く発信する図書館
- (カ) 「人と本(情報)」、「人と人」が出会い、新たな発見や交流のある図書館

(2) (仮称) こども未来館基本構想(抜粋)

※令和2年1月に策定した「厚木市複合施設等整備基本計画」において、(仮称) こども未来館を(仮称) 未来館としました。これに伴い、令和4年度に実施した「厚木市(仮称) 未来館内装・展示基本設計」において、基本理念・基本方針を変更しました。

ア 基本理念：『厚木市民の未来へのチカラをみんなで育て、

伸ばしていくコミュニティプレイスの創造』

市民や団体、企業が集まり、日常的な「普段着の交流と協働」を通じて、厚木市の魅力に気づき、未来志向のコミュニティ空間としての新たな在り方を追求していきます。

イ 基本方針

- (ア) 市民の自発的な学びと好奇心を育んでいく体験メニューを提供します。
- (イ) 厚木市が持つ自然や地域力、産学官とのネットワークをいかし、市内企業・大学との連携による厚木ならではの展示及びプログラムを展開します。
- (ウ) 多様な人々が気軽に過ごせ、日常利用できる公園のような魅力を持った施設とします。

4 管理運営方針策定に当たって考慮すべき事項

(1) 図書館を取り巻く環境の変化への対応

図書館を取り巻く環境は、情報化の進展や市民ニーズの高度化・多様化など大きく変化しています。こうした中、本市ではニーズに合わせた資料の収集や電子図書館の導入など図書館サービスの充実に取り組んでいます。

管理運営方針の策定に当たっては、これまで取り組んできたサービスが時代にふさわしいサービスとなっているかを見直すとともに、将来を見据えた新たなサービスについて、検討を行う必要があります。また、限りある財源の中で、基本理念及び基本方針に基づく今後の資料収集の方針を明確にする必要があります。

(2) 目標の明確化

今後の図書館・(仮称) 未来館の運営を評価するための目標(成果指標)を設定し、目標の実現に向けた効果的な運営を行う必要があります。

なお、目標の設定については、目標の達成について客観的に評価できる定量目標について検討を行うものとします。

(3) 魅力ある事業の展開

複合施設については、図書館機能、(仮称) 未来館機能の融合を一つの特徴としています。このため、それぞれの機能で実施する事業については、複合化のメリットを最大限にいかした事業として検討を行う必要があります。また、プラネタリウム兼多目的ホールを始めとした(仮称) 未来館機能の各諸室については、ニーズに合わせた魅力あるプログラムや利用ルール等について検討を行う必要があります。

(4) 関連条例・規則等の改正等

管理運営方針に位置付ける開館時間やプラネタリウム観覧料等については、条例や規則に定める必要があります。また、条例に基づき策定している要綱等についても、条例に改正に合わせて改正等の手続を行う必要があります。

管理運営方針については、条例に位置付ける事項もあることから、市民参加条例に基づく市民参加手続により、市民の皆様の意見を伺いながら策定するものとします。

5 管理運営方針策定に当たっての主な検討事項

管理運営方針の策定に当たり、次の事項について検討を行います。

(1) 図書館

ア 提供サービス

- (ア) 現在実施しているサービスの見直しを踏まえた今後の提供サービス
- (イ) 更なる利用満足度の向上に向けた新たなサービス
- (ウ) 障がいの有無にかかわらず全ての市民が利用することができるサービス

イ 諸室の運営(利用)ルール

- (ア) 閲覧席の運営(利用)ルール
- (イ) 声が聞きやすいホール、対面朗読室・録音編集スタジオの運営(利用)ルール

ウ 開館時間

- (ア) 現在の開館時間の見直しを踏まえた開館時間

エ 維持管理計画

- (ア) 計画的なシステム更新等を行うための長期維持管理計画

(2) (仮称) 未来館

ア 運営プログラム

- (ア) プラネタリウム上映プログラムや講座イベント等の年間計画
- (イ) 施設・設備の機能を最大限にいかしたサービス

イ 諸室の運営（利用）ルール

- (ア) プラネタリウムの多目的ホールとしての運営（利用）ルールの検討
- (イ) 工房、実験室、研修スペースの運営（利用）ルールの検討
- (ウ) 青少年の居場所の運営（利用）ルールの検討

ウ プラネタリウム観覧料・施設使用料

- (ア) 現在の観覧料及び施設使用料の見直し

エ 開館時間

- (ア) 現在の開館時間の見直しを踏まえた開館時間

オ 維持管理計画

- (ア) 計画的な展示装置等の更新等を行うための維持管理計画

(3) 図書館・(仮称) 未来館共通

ア 管理運営体制

- (ア) 図書館・(仮称) 未来館の一体的な管理運営体制（市の組織体制）
- (イ) 民間活力の活用手法等
- (ウ) 市民参画による運営の仕組み

イ 連携サービスの提供

- (ア) 図書館機能・(仮称) 未来館機能・市庁舎機能が連携したサービス
- (イ) 市政情報等の発信に関する考え方

ウ 運営（利用）ルール

- (ア) 飲食の可否等の利用者に制限をする運営（利用）ルール
- (イ) 広場的スペースにおけるイベント等の実施に係る運営（利用）ルール

エ カフェの設置

- (ア) 設置に係る貸付け等の事業手法
- (イ) 事業者選定等の手続

オ 危機管理

- (ア) 災害発生時における利用者の安全確保
- (イ) 貴重資料の選別、避難、保管の考え方

6 市民参加手続

管理運営方針に定める事項については、関連する条例に位置付ける事項があります。このため、条例の改正等に当たっての市民参加手続を兼ねて、市民参加条例に基づく厚木市図書館協議会における審議や市民との意見交換会、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から意見を伺いながら取り組みます。

また、厚木市図書館基本構想や（仮称）こども未来館基本構想^{※1}などの策定の際に市民参加手続として実施した市民アンケートやパブリックコメント、ワークショップなどで寄せられた意見も参考にしながら検討を行います。

7 管理運営方針策定スケジュール

年度	内容
令和6年度	(1) 管理運営方針（素案）作成 (2) 厚木市図書館協議会における審議 (3) 【市民参加手続】意見交換会 (4) 管理運営方針（案）作成
令和7年度	(1) 【市民参加手続】パブリックコメント (2) 管理運営方針策定（令和7年8月予定）